## 公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による工作物等の移転の通知及び照会に係る書類を送付したが、当該書類の送付を受けるべき者が当該書類の受領を拒んだので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の内容を次のとおり公告する。

平成25年１月17日

調布都市計画事業布田駅南土地区画整理事業
施行者　調布市
代表者　調布市長　長友　貴樹

１　書類の送付を受けるべき者
調布市国領町五丁目10番地の２　小川　ノブ

２　通知の内容
あなたが所有する下記工作物等は、土地区画整理事業の施行のため、平成25年３月10日までに仮換地に移転していただくことになりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者調布市が移転の工事を行うことになりますので、あなたが所有する下記工作物等を前記期限までに自ら移転する意思があるか否かを添付の用紙で回答してください。
以上、土地区画整理法第77条第２項の規定により、通知及び照会します。

記

所在地　調布市国領町五丁目10番地20及び同番地30
構造及び数量　工作物及び竹木土石等

（注意事項）
１　自ら移転する場合の移転先及び補償金については、調布市でお知らせいたします。
２　移転完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、直ちに調布市に変更届を提出してください。

＜教示＞
１　この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。
２　この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日から６箇月以内に施行者調布市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から６箇月以内に施行者調布市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

当該書類の内容は、調布市国領町五丁目12番地15布田駅周辺地区まちづくり事務所敷地内調布市まちづくり掲示板において掲示します。

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
北海道河東郡鹿追町鹿追基線八番地五五
有限会社道東塗装工業
清算人　城石　美政

**解散公告**

当社は、平成二十三年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
北海道根室市昆布盛一四二番地一二
有限会社ネムロ測量
清算人　鎌田　宏之

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
岩手県盛岡市中堤町一四番三二号
特定非営利活動法人日本山西省友好協議会
清算人　宮野　貞雄

**解散公告**

当社は、平成二十四年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
群馬県渋川市渋川長塚町一七六三番地の一
西山ビル二〇二
株式会社ジーエム保険
代表清算人　後藤　清子

**解散公告**

当社は、平成二十四年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
東京都葛飾区南水元二丁目二〇番一〇号
株式会社ナカネ
代表清算人　佐藤　春樹

**解散公告**

当社は、平成二十四年十二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
東京都港区西新橋二丁目一五番一七号
株式会社ローズベイジャパン
清算人　鶴屋元太郎

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
東京都中央区銀座五丁目一四番一四号
株式会社匠工房
代表清算人　川本　富淑

**解散公告**

当社は、平成二十四年十二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
東京都目黒区八雲二丁目一〇番二四―三〇二号
有限会社昇コーポレーション
清算人　橋本　昇

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
東京都中央区銀座五丁目四番六号ＲＯＹＡＬ　ＣＲＹＳＴＡＬ　ＧＩＮＺＡ四階
株式会社たけ
代表清算人　谷島　久雄

**解散公告**

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
東京都千代田区神田錦町三丁目一一番地
ＪＫＰＥ合同会社
清算人　日本アジア投資株式会社
職務執行者　東　和雄

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により、平成二十五年一月十六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
東京都港区港南二丁目三番一三号
株式会社ウインドテック
代表清算人　中野　眞

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月十七日
東京都渋谷区神泉町九番五号
特定非営利活動法人日本美容健康協会
清算人　林　幸千代